

厚岸町規則第16号

厚岸町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町財務規則の一部を改正する規則

厚岸町財務規則（平成18年厚岸町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ中「(昭和32年厚岸町選挙管理委員会告示第26号)」を（平成27年厚岸町選挙管理委員会規程第3号）」に改める。

第35条を次のように改める。

（郵便貯金銀行からの振替金の引出し）

第35条 会計管理者は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94号に規定する郵便貯金銀行から振替受払通知書を受けたときは、その振替金を引き出し、歳入科目ごとに納入通知書等を添えて指定金融機関に引き継がなければならない。

第120条第2項中「前項第6号」を「前項第5号」に改め、同条第3項中「第1項第7号」を「第1項第6号」に改める。

第140条の見出し中「徴取」を「徴収」に改める。

第206条中第3項を削り、同条第4項中「引継ぐ」を「引き継ぐ」に、「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第208条第3項中「前号」を「前項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。